

令和8年度 豊根村会計年度任用職員募集要項

豊根村役場 総務課

令和2年4月から、地方公務員法の改正により、新しい制度として「会計年度任用職員制度」が導入されました。

これまでは、臨時（パート）職員・嘱託職員として任用してきましたが、任用根拠の明確化・適正化を図り、勤務内容、勤務条件等を明確にしています。

この制度は、募集職種に対し「会計年度任用職員採用申込書 兼 履歴書」へ記入・提出していただき、書類選考・面接試験の結果により任用するものです。

1 採用日、申込期間

採用年月日 : 採用決定後、相談の上決定します

任用期間 : 令和9年3月31日まで

申込期限 : 各職種とも募集人員に達するまで

2 申込手続き

「会計年度任用職員採用申込書 兼 履歴書」を希望する職種の勤務部署へ提出してください（郵送提出可）。提出先は、別紙「令和8年度採用豊根村 会計年度任用職員 募集職種一覧」でご確認ください。併せて、一覧中「必要な資格等」をご確認ください。

3 募集職種、勤務内容等

「募集職種一覧」のとおり

4 次のいずれかに該当する場合は申し込むことができません。

地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する場合

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当村において懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件等

区分	内容
報酬（給与）	時間給 1,380円 ・支給日：翌月16日支払

区 分	内 容
手当等	期末手当：直近 6 か月の報酬平均×支給率（6・12 月支給） 勤勉手当：同上 ＊勤務時間によっては支給されない場合もあります。（任期が 6 か月以上であって、勤務時間が週当たり 15 時間 30 分以上である場合に支給） 通勤費：通勤距離に応じ、日割（出勤日数）支給
社会保険等	【社会保険】 次の①又は②の条件を満たす者は加入します ① 週の所定労働時間が常勤職員の 4 分の 3（29 時間）を超える場合は加入します。 ② 週の所定労働時間が 20 時間以上で、2 か月を超える雇用の見込みがあり、月額賃金が 8.8 万円以上かつ学生ではない方は加入します。 【雇用保険】 週の所定労働時間が 20 時間以上かつ任用期間が 31 日以上の方は加入します。（学生は除く）
休暇等	有給休暇 ・年次休暇（勤務時間に応じ付与します。） ・夏季休暇・忌引休暇ほか 無給休暇 ・子の看護・介護・傷病ほか ※ 国家公務員（非常勤職員）の休暇等と同様です。

6 採用試験

書類選考、面接を実施し、その結果により任用します。

【任用までの流れ】

- ① 「会計年度任用職員採用申込書 兼 履歴書」に必要な書類を添付し、勤務部署へ提出
- ② 書類選考後、選考通過者に面接の日程連絡
- ③ 面接を役場で実施
- ④ 合否の連絡（合格者は採用手続きを行っていただきます）

◎ 問い合わせ先

豊根村役場 総務課 人事担当（電話 0536-85-1311）

※ 「会計年度任用職員採用申込書 兼 履歴書」の取り寄せについても上記担当へ連絡してください。